

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の6及び同施行規則第6条の6の規定に基づき、移動等円滑化取組計画書及び移動等円滑化取組み報告書を次のとおり公表します。

移動等円滑化取組報告書（船舶）

（2020年度）

住 所 広島県廿日市市宮島口一丁目11番5号

事業者名 JR西日本宮島フェリー株式会社  
代表者名 代表取締役 大野泰弘

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 船舶を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる船舶	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
新造船（みせん丸代替船）	・導入する新造船は、バリアフリー基準に適合した船舶とする。（2025年度）	計画を継続中

② 船舶を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
研修実施状況の確認	四半期毎に行う研修の実施状況を確認し改善点があれば必要に応じ見直しを行う。	2020年度は計画を実施した

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗船時の介助や誘導等の支援を行う係り員の配置	乗船時の移動経路上に介助や誘導等の支援を行う係員を配置しており運用上の問題があれば必要に応じ見直しを行う。	2020年度は計画を実施したが、運用上の問題はなかった

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
運航情報に関する専用モニターの設置	当社が保有する船舶3隻全ての上甲板客室に設置している運航情報に関する専用モニターを使用する。	2020年度は計画を実施した

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	全ての船員に対して、国土交通省が定める交通事業者向け接遇研修プログラムに準拠した研修を行う。	2020年度は計画を実施した

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての船舶の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
広報活動	バリアフリー室の案内及びJR宮島口駅から乗船口までのバリアフリールートウェブサイトに掲載する。	2020年度は計画を実施した

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> <li>・船内での移動を円滑にするため申し出があれば貸し出せるよう、車椅子2台を宮島口に配備し定期的に整備した。</li> <li>・ウェブサイトにて会社へのお問い合わせ先を掲載しているが、利用者から意見は寄せられなかった。</li> </ul>
--

(3) 報告書の公表方法

ウェブサイト <a href="https://jr-miyajimaferry.co.jp/">https://jr-miyajimaferry.co.jp/</a>
---

(4) その他

特になし
------

II 船舶の移動等円滑化の達成状況（船舶ごとに記入）

（2021年3月31日現在）

船名	船舶番号	船種	総トン数	旅客定員	建造年月日	就航航路	供用開始年月	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	乗降用設備への対応	基準適合客席の設置数	車椅子スペースの設置数	乗降口と客席との間の経路の対応
みせん丸	134760	汽船	総トン210	800	H8年4月17日	宮島口～宮島	H8年4月		○	219席	3	
みやじま丸	140207	汽船	総トン254	800	H17年12月15日	宮島口～宮島	H18年1月	○	○	182席	8	○
ななうら丸	142703	汽船	総トン268	800	H28年9月7日	宮島口～宮島	H28年9月	○	○	180席	8	○
(合計) 隻								2隻	3隻	581席	19	2隻

客席と船内旅客用設備との間の経路の対応	便所への対応	食堂への対応	売店への対応	遊歩甲板への対応	点状ブロックの設置の有無	運航情報提供設備の設置の有無	案内設備の設置の有無
	×	-	-	×		○	
○	○	-	-	○	○	○	○
○	○	-	-	○	○	○	○
2隻	2隻	隻	隻	2隻	2隻	3隻	2隻

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第10号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該船舶が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

- 乗降用設備への対応の欄には、当該船舶に乗降用設備が設置されていない場合は一印を、乗降用設備が設置されており、かつ、障害者対応型乗降用設備（公共交通移動等円滑化基準省令第47条の基準に適合する乗降用設備をいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型乗降用設備が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
- 基準適合客席の設置数の欄には、当該船舶に設置された基準適合客席（公共交通移動等円滑化基準省令第49条第1項又は第2項の基準に適合する客席をいう。以下同じ。）の設置数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
- 車椅子スペースの設置数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第50条の規定により設けられた車椅子スペースの設置数を記入すること。
- 乗降口と客席との間の経路の対応の欄には、船舶の乗降口と客席との間の経路について、公共交通移動等円滑化基準省令第48条、第51条第1項及び第3項、第52条並びに第53条第1項から第5項までの全ての基準に適合する場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
- 客席と船内旅客用設備との間の経路の対応の欄には、客席と公共交通移動等円滑化基準省令第51条第2項の船内旅客用設備との間の経路について、公共交通移動等円滑化基準省令第51条第2項及び第3項、第52条並びに第53条第6項及び第7項の基準に適合する場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

7. 便所への対応の欄には、当該船舶に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所（公共交通移動等円滑化基準省令第54条の基準に適合するものをいう。以下この様式及び第22号様式において同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
8. 食堂への対応の欄には、当該船舶に食堂が設置されていない場合は一印を、食堂が設置されており、かつ、障害者対応型食堂（公共交通移動等円滑化基準省令第55条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型食堂が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
9. 売店への対応の欄には、当該船舶に売店が設置されていない場合は一印を、売店が設置されており、かつ、障害者対応型売店（公共交通移動等円滑化基準省令第56条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型売店が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
10. 遊歩甲板への対応の欄には、当該船舶に公共交通移動等円滑化基準省令第51条第2項の遊歩甲板（以下「遊歩甲板」という。）が設置されていない場合は一印を、遊歩甲板が設置されており、かつ、障害者対応型遊歩甲板（公共交通移動等円滑化基準省令第57条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型遊歩甲板が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
11. 点状ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第58条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
12. 運航情報提供設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第59条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
13. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第60条に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
14. 2から13までについては、公共交通移動等円滑化基準省令第61条第2項の認定を受けていることにより基準への適用が除外されているものには「免除」と記入すること。
15. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
16. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
17. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組計画書

2021年 6月 29日

住 所 広島県廿日市市宮島口一丁目11番5号

事業者名 JR西日本宮島フェリー株式会社  
代表者名（役職名及び氏名）代表取締役  
大野泰弘

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- ・当社が保有する船舶3隻のうち、1隻（みせん丸）はシルバールームを設置しているもののバリアフリー対応となっていないため代替船を新造する際には、バリアフリー基準に適合した船舶とする。（2025年度）

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ①乗船時に係員が安全な乗船のための支援を実施する。
- ②文字の大きさ、文字と背景色の組み合わせ、多言語での表示など情報提供を考慮した運航情報モニターを保有する船舶3隻に設置し適切な照度の確保等を行っている。なお今後の運用状況を見て問題があれば改善する。
- ③必要に応じて旅客支援を実施できるよう全ての船員に対して、国土交通省が定める「交通事業者向け接遇研修プログラム」に準拠し実施した過去3年間の研修を四半期毎に反復し行う。（2018年度/身体障害者、2019年度/視覚障害者、2020年度/聴覚障害者）
- ④JR宮島口駅から乗船口までのバリアフリールートをウェブサイトに掲載する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
新造船(みせん丸代)	・導入する新造船は、バリアフリー基準に適合した船舶とする。

替船)	(2025 年度)
-----	-----------

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
研修実施状況の確認	四半期毎に行う研修の実施状況を確認し改善点があれば必要に応じ見直しを行う。(2021 年度)

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗船時の介助や誘導等の支援を行う係員の配置	乗船時の移動経路上に介助や誘導等の支援を行う係員を配置しており運用上の問題があれば必要に応じ見直しを行う。(2021 年度)

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運行情報に関する専用モニターの設置	当社が保有する船舶 3 隻全ての上甲板客室に設置している運行情報に関する専用モニターを使用する。(2021 年度)

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接客研修の実施	すべての船員に対して、国土交通省が定める交通事業者向け接客研修プログラムに準拠した研修を行う。(2021 年度)

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
広報活動	バリアフリー室の案内及び JR 宮島口駅から乗船口までのバリアフリールートをウェブサイトに掲載する。

### Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・船内での移動を円滑にするため申し出があれば貸し出せるよう、車椅子2台を宮島口に配備し定期的に整備する。
- ・ウェブサイトにて会社へのお問い合わせ先を掲載し、寄せられた利用者の意見を社内で共有するとともに、取り組みの改善に活用する。

### Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由

### Ⅴ 計画書の公表方法

ウェブサイト  
<https://jr-miyajimaferry.co.jp/>

### Ⅵ その他計画に関連する事項

--

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。